

セルフ給油所の安全管理

(吹きこぼれ対策は万全ですか！)

**セルフ給油所における
安全給油・安全注油を確立しましょう！**

セルフ給油所とは、ガソリン等の給油や注油を全くおこなったことがない一般の方々が危険物を取り扱うところです。



そこで、管理者や危険物取扱者はもとより、その施設の危険物に携わる一人ひとりがヒューマンエラー（人的要因）などの危険要因を把握し、技術的・管理的・教育的な対策を講じることが必要とされています。

技術的・・・施設や設備の熟知（安全対策等）

管理的・・・営業時の体制や日常点検（危険物取扱者の常駐等）

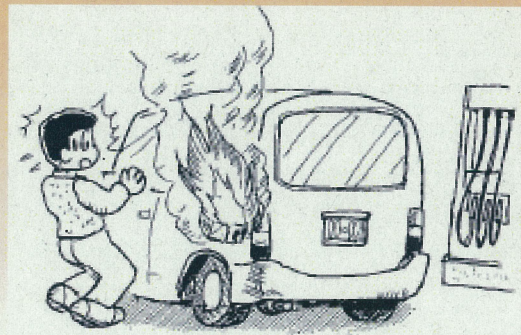
教育的・・・従業員の教育や訓練（緊急時の対応等）

○ 監視者不在の危険性

「エンジン停止していない」、「たばこを吸っている」、「給油時に車から離れている」、「子供に給油をさせている」等の顧客の危険行為を監視しているにもかかわらず必要な指示等を行わないことは、消防法第13条第3項に規定する危険物取扱者の立会いを実施していないことになり、“様々な事故の発生”に繋がる危険があります。

○ ガスキャップファイヤーの危険性

“ガスキャップファイヤー”とは、給油口キャップを開けた時、帯電した人体と給油口付近の間で火花放電が発生して“火災”となるもので、特に危険です。



○ 吹きこぼれの危険性

給油ノズルの機能に、給油を自動的に止めるオートストッパー（満量停止装置）が備えられていますが、少流量での給油や給油ノズルをしっかりと奥まで差し込まない場合、オートストッパーが機能しなかったり、また、一度満量停止した後に再び給油する“継ぎ足し”給油によりガソリン等の“吹きこぼれ”が発生し、特に危険です。

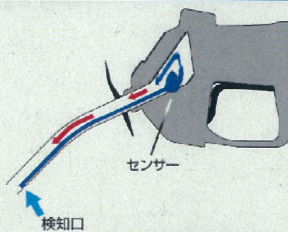
オートストッパー機能

センサーの仕組み 検知口から入った空気はセンサーを通過して油に引っ張られ外に出されます。

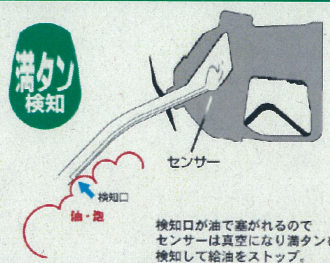
検知口が塞がり空気の流入が無くなるとセンサー内は真空になり、満タンと判断し給油をストップします。

← 油の流れ ← 空気の流れ ■ 空気がある状態 □ 真空状態

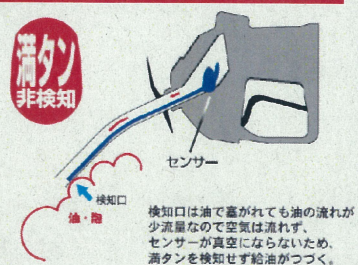
通常の給油中



通常給油の満タン時



少流量給油の満タン非検知時



セルフ給油所における各種の設備や安全確認義務

○ 制御卓等での監視

監視者は、顧客がセルフで行う給油作業等を“直視”して適切に監視することとされています。

自動車等により死角となる場合は、モニターカメラにより監視します。制御卓監視のほか、複数の危険物取扱者による「スタッフ巡回」も有効な手段です。

○ インターホン・放送機器による必要な指示

制御卓と給油機には、顧客と“容易に会話”をすることができるインターホンを設けることとされています。

また、セルフ給油所には、すべての顧客に“必要な指示”を行うための放送機器を設けることとされており、スピーカーが設置されています。



○ 給油許可スイッチ・給油解除スイッチ

制御卓には、セルフ給油機・注油機への危険物の供給を開始したり、停止するためのスイッチ（制御装置）を設けることとされており、セルフ給油機などの状態を表示するための表示装置が併せて設置されています。

顧客が行う給油作業時には、「エンジンが停止されていること」、「自動車への給油であること」（ガソリンの容器への詰め替えはダメ！）などの安全を確認し、また、注油作業時には、容器が適法であるものに注油されているかなどを確認したうえで、給油許可スイッチを操作しなければなりません。

また、給油・注油の終了時及び給油機・注油機が使用されていない時は、給油解除スイッチを操作し、危険物の供給を行えない状態にしておかなければなりません。

○ 緊急停止スイッチ

制御卓とセルフ給油所の事務所等の外壁には、全ての給油機・注油機への危険物の供給を“一斉”に停止するための緊急停止スイッチを設けることとされています。

火災や漏えいの発生を覚知した場合や安全給油等が維持されていない時など、災害等の発生を防止するため、“緊急停止スイッチ”を操作するものです。

○ 消火設備等による消火・避難誘導・119番通報

セルフ給油所には、顧客自らが取り扱うガソリン等を包含して消火するための固定式の泡消火設備と、大型消火器及び小型消火器を設けることとされています。

火災が発生した場合は、消火設備起動装置を操作して消火するとともに、放送機器などを使用して避難誘導や消防機関への速やかな119番通報を行わなければなりません。